

問3. 時間外・休日労働を行うにあたっての労使協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届出を行っていますか？

※1日8時間、週40時間（法定労働時間）を超えて労働者を働かせる場合、36協定を管轄の労働基準監督署に届出なければなりません。

「いいえ」と答えた方

「36協定」、正式には「時間外・休日労働に関する協定届」と言い、1日8時間・1週間で40時間を超えた労働を命じる場合に必要となる労使協定です。36協定を締結し、届出をしていなければ、法定労働時間を超えて労働を命じることや法定休日に労働を命じることができません。また、そのような実態があった場合は労働基準法36条違反となります。

36協定を作成されたい方

必要書類は、愛知県医療勤務環境改善支援センターのホームページの「働き方改革」欄、「職場の労務管理に関する実態調査」のページより各種用紙をダウンロードいただけます。👉<https://aichi-medsc.or.jp/>

ご不明な点がございましたら、愛知県医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせください。専門家が貴院に適した36協定について無料でご相談を承ります。

無料相談受付中

お問い合わせ・ご相談はお気軽にどうぞ

愛知県医療勤務環境改善支援センター

〔委託先〕 公益社団法人 愛知県医師会

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階

TEL.052-212-5766

FAX.052-212-5767

受付時間 / 9:00~17:00（土・日・祝日除く）

Email : info@aichi-medsc.or.jp